

港区立札の辻スクエア駐車場の管理運営について

1 施設の概要

札の辻スクエア駐車場（以下「本施設」といいます。）は、東京都駐車場条例（昭和33年10月1日条例第77号）に基づき建物に附置することを義務付けられた駐車場として、札の辻スクエアに入居する公の施設（産業振興センター、三田図書館）や庁舎機能（産業振興課、図書文化財課）、民間連携床の付帯施設としての役割を持っています。

本施設を「公の施設」とすることで、効率的な管理運営を可能とし、札の辻スクエアの利用者の利便性に資するとともに、道路交通の安全かつ円滑な利用を図れるよう、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する一般公共の用に供する路外駐車場として、建物利用者以外の方も利用できる駐車場とします。

また、本施設の管理運営は、札の辻スクエアの建物維持管理業務と一体で総合管理業務委託により、産業振興課が直営で行います。このことにより、案内・警備業務との連携や駐輪場要員との柔軟な配置を図り、効率的な運営による経費の節減とともに、各施設との円滑な調整によりサービスの向上を図ります。

2 施設の設置

本施設を公の施設として設置するため、名称、位置、利用時間及び使用料等を条例に定めます。

3 管理運営の内容

（1）名称及び位置

駐車場の名称及び位置は、次のとおりとします。なお、公募により決定した複合施設の愛称を取り入れた名称とします。

名称	位置
港区立札の辻スクエア駐車場	東京都港区芝五丁目36番4号

（2）駐車場の台数等

本施設の機械式駐車場に駐車できる自動車及び台数等は、次のとおりです。

区分	利用できる自動車	台数
機械式 (1)	全長5.30メートル以下、全幅1.90メートル以下、全高1.55メートル以下及び重量2.30トン以下である普通自動車	32台

機械式 (2)	全長5.30メートル以下、全幅1.90メートル以下、全高2.05メートル以下及び重量2.30トン以下である普通自動車	20台
------------	--	-----

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車をいいます。
- 2 自動車の積載物及び付属物は、自動車の一部とみなします。
- 3 台数には、区や指定管理者が使用する台数を含みます。

(3) 利用時間、入出庫可能な時間及び入出庫できない日

本施設の利用時間は、午前零時から午後12時までとします。

また、駐車場を安全で効果的に管理運営するため、規則で利用時間のうち、入出庫可能な時間及び入出庫できない日を次のとおり定めることとします。

入出庫可能な時間	入出庫できない日
<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から土曜日まで 午前8時から午後10時まで ・日曜日 午前8時30分から午後5時30分まで 	1月1日及び12月31日

なお、自動車を入出庫可能な時間外や、入出庫できない日においても、継続した駐車を可能とし、使用料を徴収します。

規則で定める入出庫可能な時間及び入出庫できない日は、民間連携床の貸付事業者の公募が延期されていることから、事業者決定後、必要な調整を行うものとします。

<参考> 札の辻スクエアに入居する各施設の開館時間等

施設名	開館・開庁時間	休館・閉庁日
産業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時30分まで ・日曜日 午前9時から午後5時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始 1月1日及び12月31日
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日及び国民の祝日 ・年末年始 12月29日から1月3日まで
三田図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から土曜日まで 午前9時から午後8時まで ・日曜日、国民の祝日及び12月28日 午前9時から午後5時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第3木曜日 館内整理日 ・年末年始 12月29日から1月3日まで ・特別整理期間 年1回10日以内
図書文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日及び国民の祝日 ・年末年始 12月29日から1月3日まで
民間連携床	※開館時間は今後調整	※休館日は今後調整

(4) 使用料

本施設の使用料については、利用者を公共施設と民間施設の利用者に区別することが困難なことから、一律に使用料の有料化を図ることとし、障害者や公共施設の利用者については、減免を図ることとします。

また、本施設は、路外駐車場として、札の辻スクエアの利用者以外の方も利用できることから、近隣の路外駐車場への影響を考慮するとともに、周辺駐車場の料金や時間帯料金等の変動に柔軟に対応する必要があります。

このため、条例においては、単位時間あたりの上限額を規定し、規則において適用する単位時間あたりの料金や、入出庫可能な時間外の料金等を定めることとします。なお、本施設の使用料の上限額は、近隣における路外駐車場の駐車料金を踏まえ、決定することとします。

(5) 使用料の減免

本施設における使用料の減免については、規則でその内容を定めることとします。

【主な免除理由】

- ・ 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき。
- ・ 区長が指定する障害者が利用するとき。
- ・ 区が利用するとき。
- ・ 区と共催する事業のために共催者が利用するとき。
- ・ 産業振興センター、三田図書館の指定管理者が事業を行うために利用するとき。
- ・ 区長が指定する福祉団体、産業団体又は観光団体が指定された目的のために利用するとき。
- ・ 産業振興課又は図書文化財課に来庁する者が業務上の用件のために利用するとき。
- ・ 一時間を超えない範囲内で、産業振興センター又は三田図書館の利用者が利用するとき。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年	2月中旬～	令和3年第1回港区議会定例会	港区立札の辻スクエア駐車場条例提出
令和4年	4月 1日		港区立札の辻スクエア駐車場開場